

# 令和4年度第4回浜松市地域公共交通会議次第

日時 令和4年11月1日(火) 14時30分～  
場所 浜松市役所本館8階 全員協議会室

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 報告事項

三ヶ日地域バス「オレンジふれあいバス」運行時刻変更及びバス停移設について(資料1)

【北区まちづくり推進課】

浜北地域バス「北浜麓玉線」運行時刻変更について(資料2)

【浜北区まちづくり推進課】

浜松市自主運行バス「北遠本線」の運行について(資料3)

【天竜区まちづくり推進課】

## 3 その他

## 4 閉 会

# 浜松市地域公共交通会議委員名簿

任期: 令和3年4月1日～令和5年3月31日

| No.                     | 法規則9条の三                               | 所 属                 | 役職        | 氏 名    | 役職  |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------------|-----------|--------|-----|
| 1                       | 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 | 浜松市都市整備部            | 部長        | 井熊 久人  | 副会長 |
| 2                       |                                       | 静岡県交通基盤部地域交通課       | 地域交通課長    | 平野 隆広  |     |
| 3                       | 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体                | 遠州鉄道株式会社            | 運輸事業部長    | 諸井 宏司  |     |
|                         |                                       | 浜松市タクシー協会           | 会長        | 伊藤 尚吾  |     |
|                         |                                       | 一般社団法人 静岡県バス協会      | 専務理事      | 堀内 哲郎  |     |
|                         |                                       | 静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部    | 支部長       | 大西 優二  |     |
| 4                       | 住民又は旅客                                | 浜松いきいきネットワーク        | 代表        | 杉山 きよ子 |     |
|                         |                                       | 南区自治会連合会            | 会長        | 鈴木 美佐男 |     |
|                         |                                       | 北区自治会連合会            | 会長        | 佐藤 元久  |     |
|                         |                                       | 浜北区自治会連合会           | 会長        | 松下 敏昭  |     |
|                         |                                       | 天竜区自治会連合会           | 会長        | 大見 芳   |     |
| 特定非営利活動法人<br>がんばらまいか佐久間 | 理事長                                   |                     |           |        |     |
| 5                       | 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる団体等  | 特定非営利活動法人<br>春野のえがお | 理事長       | 森下 廣隆  |     |
|                         |                                       | 名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 | 教授        | 松本 幸正  | 会長  |
|                         |                                       |                     |           |        |     |
| 6                       | 地方運輸局長                                | 中部運輸局静岡運輸支局         | 首席運輸企画専門官 | 原田 光一郎 |     |
| 7                       | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体        | 遠州鉄道労働組合            | 副執行委員長    | 田中 友親  |     |
| 8                       | 道路管理者                                 | 浜松市土木部              | 部長        | 伏木 章尋  |     |
| 9                       | 都道府県警察                                | 浜松中央警察署             | 規制係長      | 池田 雄太  |     |
|                         |                                       | 浜松東警察署              | 規制係長      | 三室 雅仁  |     |
|                         |                                       | 浜松西警察署              | 規制係長      | 加藤 篤   |     |
|                         |                                       | 浜北警察署               | 規制係長      | 伊藤 康志  |     |
|                         |                                       | 天竜警察署               | 規制係長      | 武田 道成  |     |
|                         |                                       | 細江警察署               | 規制係長      | 山本 真理子 |     |

令和4年11月1日

## 三ヶ日地域バス「オレンジふれあいバス」運行時刻変更及びバス停移設について

北区まちづくり推進課

三ヶ日地域バス「オレンジふれあいバス」運行時刻変更及びバス停移設について、ご報告致します。

### 記

#### 1. 報告依頼事項

三ヶ日地域バス「オレンジふれあいバス」運行時刻変更及びバス停移設について

#### 2. 理由

道路環境の変化及び車椅子利用者への対応等で休憩時間が短くなることもあり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）第5条5項に定められた連続運転時間を超える恐れがあるため、「オレンジふれあいバス」の運行時刻を変更しました。

また、利用者の要望により、三ヶ日中央外科のバス停を移設しました。

つきましては、浜松市地域公共交通会議でご報告させていただきます。

#### 3. 変更運行時刻の詳細

別紙

#### 4. バス停移設の詳細

別紙

#### 5. 変更日

令和4年10月1日（土）

## ○自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

(平成元年二月九日)

(労働省告示第七号)

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を次のとおり定める。

### 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

(目的等)

- 第一条 この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))であつて、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。
- 2 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。
- 3 使用者は、季節的繁忙その他の事情により、法第三十六条第一項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。
- (平九労告四・平一一労告二九・平一二労告一二〇・一部改正)
- (一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)
- 第二条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)に従事する自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。この項において同じ。)の拘束時間(労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。以下同じ。)及び休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう。以下同じ。)については、次に定めるところによるものとする。
- 一 一箇月についての拘束時間は、二百九十九時間(顧客の需要に應ずるため常態として車庫等において待機する就労形態(以下「車庫待ち等」という。)の自動車運転者について、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)があるときは、三百二十二時間)を超えないものとする。
- 二 一日(始業時刻から起算して二十四時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、一日についての拘束時間の限度(以下「最大拘束時間」という。)は、十六時間とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、次に掲げる要件を満たす場合には、この限りでない。
- イ 勤務終了後、継続二十時間以上の休息期間を与えること。
- ロ 一日についての拘束時間が十六時間を超える回数が、一箇月について七回以内であること。
- ハ 一日についての拘束時間が十八時間を超える場合には、夜間四時間以上の仮眠時間を与えること。
- ニ 一回の勤務における拘束時間が、二十四時間を超えないこと。
- 三 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。
- 2 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者であつて隔日勤務に就くものの拘束時間及び休息期間については、次に定めるところによるものとする。
- 一 拘束時間は、二暦日について二十一時間、一箇月について二百六十二時間(地域的事情その他の特別の事情がある場合において、労使協定があるときは、一年のうち六箇月において、当該六箇月の各月について二百七十時間)を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の自動車運転者の二暦日についての拘束時間は、夜間四時間以上の仮眠時間を与えることにより、一箇月について労使協定により定める回数(当該回数が一箇月について七回を超えるときは、七回)に限り、二十四時間まで延長することができる。この場合において、一箇月についての拘束時間は、本文に定める一箇月についての拘束時間に二十時間を加えた時間を超えてはならない。
- 二 勤務終了後、継続二十時間以上の休息期間を与えること。
- 3 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者(以下「労使当事者」という。)は、法第三十六条第一項の協定(労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。)において一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一日を超える一定の期間(以下「一定期間」という。)についての延長時間(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第二項第四号に規定する労働時間を延長して労働させることができる時間をいう。以下同じ。)について協定するに当たっては、当該一定期間は一箇月とするものとする。
- 4 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に法第三十五条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は二週間について一回を超えないものとし、当該休日の労働によって第一項又は第二項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。



5 ハイヤー(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であつて、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものをいう。次条において同じ。)に乗務する自動車運転者については、第一項から前項までの規定は適用しない。

(平三労告七九・平四労告九九・平九労告四・平一一労告二九・平三〇厚労告三二二・一部改正)

第三条 労使当事者は、時間外労働協定においてハイヤーに乗務する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、次の各号に掲げる事項を十分考慮するように努めなければならない。

- 一 一定期間についての延長時間に係る一定期間は、一箇月又は三箇月及び一年間とすること。
- 二 一定期間についての延長時間は、次の表の上欄に掲げる一定期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間(以下「目安時間」という。)以内の時間とすること。ただし、あらかじめ、目安時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、目安時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者間において定める手続を経て、目安時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合は、この限りでない。

| 一定期間   | 目安時間   |
|--|--------|
| 一箇月  | 五十時間   |
| 三箇月  | 百四十時間  |
| 一年間  | 四百五十時間 |
| 備考 下欄に掲げる時間は、法第三十二条から第三十二条の四までの規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間である。 |        |

(平三労告七九・平一一労告二九・一部改正)

(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

第四条 使用者は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項の貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

- 一 拘束時間は、一箇月について二百九十三時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、一年のうち六箇月までは、一年間についての拘束時間が三千五百十六時間を超えない範囲内において、三百二十時間まで延長することができる。
- 二 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。この場合において、一日についての拘束時間が十五時間を超える回数は、一週間について二回以内とすること。
- 三 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。
- 四 運転時間は、二日(始業時刻から起算して四十八時間をいう。次条において同じ。)を平均し一日当たり九時間、二週間を平均し一週間当たり四十四時間を超えないものとする。
- 五 連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。次条において同じ。)は、四時間を超えないものとする。
- 2 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
  - 一 業務の必要上、勤務の終了後継続八時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
  - 二 自動車運転者が同時に一台の自動車に二人以上乗務する場合
  - 三 自動車運転者が隔日勤務に就く場合
  - 四 自動車運転者がフェリーに乗船する場合
- 4 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、二週間及び一箇月以上三箇月以内の一定の期間とするものとする。
- 5 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に法第三十五条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は二週間について一回を超えないものとし、当該休日の労働によって第一項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。
- 6 前各項の規定は、旅客自動車運送事業(道路運送法第二条第三項の旅客自動車運送事業をいう。次条において同じ。)及び貨物自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者(主として人を運送することを目的とする自動車の運転の業務に従事する者を除く。)について準用する。

(平三労告七九・平九労告四・平一二労告一二〇・一部改正)

(一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

第五条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者並びに旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者であつて、主として人を運送することを目的とする自動車の運転の業務に従事するもの(以下この条において「バス運転者等」という。)の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

- 一 拘束時間は、四週間を平均し一週間当たり六十五時間を超えないものとする。ただし、貸切バス(一般貸切旅客自動車運送事業(道路運送法第三条第一号口の一般貸切旅客自動車運送事業をいう。)の用に供する自動車をいう。以下この項において同じ。)を運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び起点から終点までのキロ程が概ね百キロメートルを超える運行系統を運行する一般乗合旅客自動車運送事業(同号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供する自動車であつて、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項の高速自動車国道をいう。以下この項において同じ。)及び自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二の自動車専用道路をいう。以下この項において同じ。)の利用区間のキロ程が五十キロメートル以上であり、かつ、当該キロ程が起点から終点までのキロ程の四分の一以上のものに乗務する者(第四号において「特定運転者」という。)については、労使協定があるときは、五十二週間のうち十六週間までは、四週間を平均し一週間当たり七十一・五時間まで延長することができる。
- 二 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。この場合において、一日についての拘束時間が十五時間を超える回数は、一週間について二回以内とすること。
- 三 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。
- 四 運転時間は、二日を平均し一日当たり九時間、四週間を平均し一週間当たり四十時間を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び特定運転者については、労使協定があるときは、五十二週間についての運転時間が二千八十時間を超えない範囲内において、五十二週間のうち十六週間までは、四週間を平均し一週間当たり四十四時間まで延長することができる。

**五 連続運転時間は、四時間を超えないものとする。**

- 2 使用者は、バス運転者等の休息期間については、当該バス運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
  - 一 業務の必要上、勤務の終了後継続八時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
  - 二 バス運転者等が同時に一台の自動車に二人以上乗務する場合
  - 三 バス運転者等が隔日勤務に就く場合
  - 四 バス運転者等がフェリーに乗船する場合
- 4 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者等に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、二週間及び一箇月以上三箇月以内の一定の期間とするものとする。
- 5 使用者は、バス運転者等に法第三十五条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は二週間について一回を超えないものとし、当該休日の労働によって第一項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

(平九労告四・全改、平一二労告一二〇・一部改正)

(細目)

第六条 この告示に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

(平三労告七九・旧第五条線下、平一二労告一二〇・一部改正)

改正文(平成三年一〇月三一日労働省告示第七九号) 抄

平成四年一月一日から適用する。

改正文(平成四年一月三〇日労働省告示第九九号) 抄

平成五年四月一日から適用する。

改正文(平成九年一月三〇日労働省告示第四号) 抄

平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年一月二五日労働省告示第一二〇号) 抄

(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

改正文(平成三〇年九月七日厚生労働省告示第三二二号) 抄

平成三十一年四月一日から適用する。





◎三ヶ日地域「オレンジふれあいバス」 時刻表 R3.10~R4.9

1便 - 北線

(本坂・只木)スクール系統

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 1便. Rows 1-34 listing bus stops and times for route 1.

2便 - 南線

(尾奈・大崎・大谷)

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 2便. Rows 1-49 listing bus stops and times for route 2.

3便 - 北線

(本坂・平山・只木)

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 3便. Rows 1-54 listing bus stops and times for route 3.

4便 - 南線

(尾奈・大崎・大谷)

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 4便. Rows 1-49 listing bus stops and times for route 4.

5便 - 北線

(只木・平山・本坂)スクール対応

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 5便. Rows 1-55 listing bus stops and times for route 5.

6便 - 南線

(大谷・大崎・尾奈)

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 6便. Rows 1-49 listing bus stops and times for route 6.

7便 - 北線

(本坂)スクール対応

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 7便. Rows 1-20 listing bus stops and times for route 7.

8便 - 北線

(只木・平山・本坂)スクール対応

Table with 3 columns: 順路, バス停名, 8便. Rows 1-44 listing bus stops and times for route 8.

※三ヶ日西小学校の開校日のみ運行





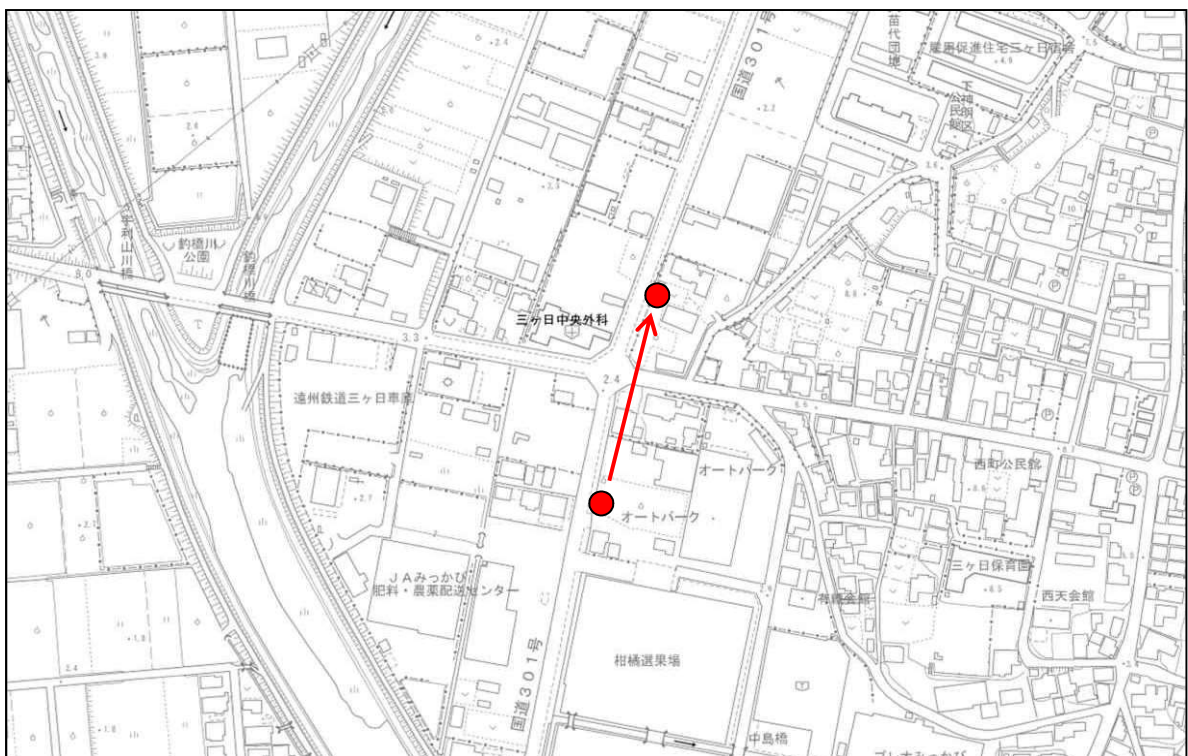
(白 紙)

# 「三ヶ日中央外科」 <北区三ヶ日町三ヶ日 183 番地 1 先>

停留所設置場所付近写真



停留所設置位置付近図面



(白 紙)



令和4年11月1日

**浜北地域バス「北浜麓玉線」運行時刻変更について**

浜北区まちづくり推進課

浜北地域バス「北浜麓玉線」運行時刻変更について、ご報告致します。

記

**1. 報告依頼事項**

浜北地域バス「北浜麓玉線」運行時刻変更について

**2. 理由**

道路環境の変化及び車椅子利用者への対応等で休憩時間が短くなることもあり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）第5条5項に定められた連続運転時間を超える恐れがあるため、「北浜麓玉線」の運行時刻を変更しました。

つきましては、浜松市地域公共交通会議でご報告させていただきます。

**3. 変更運行時刻の詳細**

別紙

**4. 変更日**

令和4年10月1日（土）

○自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

(平成元年二月九日)

(労働省告示第七号)

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を次のとおり定める。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

(目的等)

- 第一条 この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であつて、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。
- 2 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないこととはもとより、その向上に努めなければならない。
- 3 使用者は、季節的繁忙その他の事情により、法第三十六条第一項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。
- (平九労告四・平一一労告二九・平一二労告一二〇・一部改正)
- (一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)
- 第二条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)に従事する自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。この項において同じ。)の拘束時間(労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。以下同じ。)及び休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう。以下同じ。)については、次に定めるところによるものとする。
- 一 一箇月についての拘束時間は、二百九十九時間(顧客の需要に應ずるため常態として車庫等において待機する就労形態(以下「車庫待ち等」という。)の自動車運転者について、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)があるときは、三百二十二時間)を超えないものとする。
- 二 一日(始業時刻から起算して二十四時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、一日についての拘束時間の限度(以下「最大拘束時間」という。)は、十六時間とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、次に掲げる要件を満たす場合には、この限りでない。
- イ 勤務終了後、継続二十時間以上の休息期間を与えること。
- ロ 一日についての拘束時間が十六時間を超える回数が、一箇月について七回以内であること。
- ハ 一日についての拘束時間が十八時間を超える場合には、夜間四時間以上の仮眠時間を与えること。
- ニ 一回の勤務における拘束時間が、二十四時間を超えないこと。
- 三 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。
- 2 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者であつて隔日勤務に就くものの拘束時間及び休息期間については、次に定めるところによるものとする。
- 一 拘束時間は、二暦日について二十一時間、一箇月について二百六十二時間(地域的事情その他の特別の事情がある場合において、労使協定があるときは、一年のうち六箇月において、当該六箇月の各月について二百七十時間)を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の自動車運転者の二暦日についての拘束時間は、夜間四時間以上の仮眠時間を与えることにより、一箇月について労使協定により定める回数(当該回数が一箇月について七回を超えるときは、七回)に限り、二十四時間まで延長することができる。この場合において、一箇月についての拘束時間は、本文に定める一箇月についての拘束時間に二十時間を加えた時間を超えてはならない。
- 二 勤務終了後、継続二十時間以上の休息期間を与えること。
- 3 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者(以下「労使当事者」という。)は、法第三十六条第一項の協定(労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。)において一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一日を超える一定の期間(以下「一定期間」という。)についての延長時間(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第二項第四号に規定する労働時間を延長して労働させることができる時間をいう。以下同じ。)について協定するに当たっては、当該一定期間は一箇月とするものとする。
- 4 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に法第三十五条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は二週間について一回を超えないものとし、当該休日の労働によって第一項又は第二項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

5 ハイヤー(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であつて、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものをいう。次条において同じ。)に乗務する自動車運転者については、第一項から前項までの規定は適用しない。

(平三労告七九・平四労告九九・平九労告四・平一一労告二九・平三〇厚労告三二二・一部改正)

第三条 労使当事者は、時間外労働協定においてハイヤーに乗務する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、次の各号に掲げる事項を十分考慮するように努めなければならない。

- 一 一定期間についての延長時間に係る一定期間は、一箇月又は三箇月及び一年間とすること。
- 二 一定期間についての延長時間は、次の表の上欄に掲げる一定期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間(以下「目安時間」という。)以内の時間とすること。ただし、あらかじめ、目安時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、目安時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者間において定める手続を経て、目安時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合は、この限りでない。

| 一定期間   | 目安時間   |
|--|--------|
| 一箇月  | 五十時間   |
| 三箇月  | 百四十時間  |
| 一年間  | 四百五十時間 |
| 備考 下欄に掲げる時間は、法第三十二条から第三十二条の四までの規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間である。 |        |

(平三労告七九・平一一労告二九・一部改正)

(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

第四条 使用者は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項の貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

- 一 拘束時間は、一箇月について二百九十三時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、一年のうち六箇月までは、一年間についての拘束時間が三千五百十六時間を超えない範囲内において、三百二十時間まで延長することができる。
- 二 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。この場合において、一日についての拘束時間が十五時間を超える回数は、一週間について二回以内とすること。
- 三 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。
- 四 運転時間は、二日(始業時刻から起算して四十八時間をいう。次条において同じ。)を平均し一日当たり九時間、二週間を平均し一週間当たり四十四時間を超えないものとする。
- 五 連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。次条において同じ。)は、四時間を超えないものとする。
- 2 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
  - 一 業務の必要上、勤務の終了後継続八時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
  - 二 自動車運転者が同時に一台の自動車に二人以上乗務する場合
  - 三 自動車運転者が隔日勤務に就く場合
  - 四 自動車運転者がフェリーに乗船する場合
- 4 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、二週間及び一箇月以上三箇月以内の一定の期間とするものとする。
- 5 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に法第三十五条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は二週間について一回を超えないものとし、当該休日の労働によって第一項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。
- 6 前各項の規定は、旅客自動車運送事業(道路運送法第二条第三項の旅客自動車運送事業をいう。次条において同じ。)及び貨物自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者(主として人を運送することを目的とする自動車の運転の業務に従事する者を除く。)について準用する。

(平三労告七九・平九労告四・平一二労告一二〇・一部改正)



(一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

第五条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者並びに旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者であって、主として人を運送することを目的とする自動車の運転の業務に従事するもの(以下この条において「バス運転者等」という。)の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

- 一 拘束時間は、四週間を平均し一週間当たり六十五時間を超えないものとする。ただし、貸切バス(一般貸切旅客自動車運送事業(道路運送法第三条第一号口の一般貸切旅客自動車運送事業をいう。)の用に供する自動車をいう。以下この項において同じ。)を運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び起点から終点までのキロ程が概ね百キロメートルを超える運行系統を運行する一般乗合旅客自動車運送事業(同号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供する自動車であって、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項の高速自動車国道をいう。以下この項において同じ。)及び自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二の自動車専用道路をいう。以下この項において同じ。)の利用区間のキロ程が五十キロメートル以上であり、かつ、当該キロ程が起点から終点までのキロ程の四分の一以上のものに乗務する者(第四号において「特定運転者」という。)については、労使協定があるときは、五十二週間のうち十六週間までは、四週間を平均し一週間当たり七十一・五時間まで延長することができる。
- 二 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。この場合において、一日についての拘束時間が十五時間を超える回数は、一週間について二回以内とすること。
- 三 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。
- 四 運転時間は、二日を平均し一日当たり九時間、四週間を平均し一週間当たり四十時間を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び特定運転者については、労使協定があるときは、五十二週間についての運転時間が二千八十時間を超えない範囲内において、五十二週間のうち十六週間までは、四週間を平均し一週間当たり四十四時間まで延長することができる。

**五 連続運転時間は、四時間を超えないものとする。**

- 2 使用者は、バス運転者等の休息期間については、当該バス運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
  - 一 業務の必要上、勤務の終了後継続八時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
  - 二 バス運転者等が同時に一台の自動車に二人以上乗務する場合
  - 三 バス運転者等が隔日勤務に就く場合
  - 四 バス運転者等がフェリーに乗船する場合
- 4 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者等に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、二週間及び一箇月以上三箇月以内の一定の期間とするものとする。
- 5 使用者は、バス運転者等に法第三十五条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は二週間について一回を超えないものとし、当該休日の労働によって第一項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

(平九労告四・全改、平一二労告一二〇・一部改正)

(細目)

第六条 この告示に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

(平三労告七九・旧第五条繰下、平一二労告一二〇・一部改正)

改正文(平成三年一〇月三一日労働省告示第七九号) 抄

平成四年一月一日から適用する。

改正文(平成四年一月三〇日労働省告示第九九号) 抄

平成五年四月一日から適用する。

改正文(平成九年一月三〇日労働省告示第四号) 抄

平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年一月二五日労働省告示第一二〇号) 抄

(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

改正文(平成三〇年九月七日厚生労働省告示第三二二号) 抄

平成三十一年四月一日から適用する。

# 北浜麓玉線(循環) 東コース 水・土 運行

令和4年10月1日改正

浜北駅 ~ 日赤病院 ~ ふれあい交流センター ~ 八幡団地 ~  
高茵 ~ 若草団地 ~ トスコ ~ 浜北駅

| 日赤病院・ふれあい交流センター経由 |            | 所要時間 | 1便   | 5便    |
|-------------------|------------|------|------|-------|
| 1                 | 浜北駅        |      | 8:00 | 13:15 |
| 2                 | 美茵中央公園入口   | 3    | 8:03 | 13:18 |
| 3                 | 日赤病院       | 4    | 8:07 | 13:22 |
| 4                 | ふれあい交流センター | 1    | 8:08 | 13:23 |
| 5                 | 西遠クリニック    | 2    | 8:10 | 13:25 |
| 6                 | 美茵団地入口     | 2    | 8:12 | 13:27 |
| 7                 | 油一色        | 1    | 8:13 | 13:28 |
| 8                 | 一本橋        | 1    | 8:14 | 13:29 |
| 9                 | 上善地        | 3    | 8:17 | 13:32 |
| 10                | 八幡団地       | 2    | 8:19 | 13:34 |
| 11                | 高茵         | 4    | 8:23 | 13:38 |
| 12                | 浜北愛光園      | 1    | 8:24 | 13:39 |
| 13                | 善地         | 1    | 8:25 | 13:40 |
| 14                | 善地郵便局      | 1    | 8:26 | 13:41 |
| 15                | 高畑         | 2    | 8:28 | 13:43 |
| 16                | 高畑南        | 1    | 8:29 | 13:44 |
| 17                | 北浜南部協働センター | 1    | 8:30 | 13:45 |
| 18                | 北浜南幼稚園     | 1    | 8:31 | 13:46 |
| 19                | 寺島南        | 1    | 8:32 | 13:47 |
| 20                | 若草団地       | 2    | 8:34 | 13:49 |
| 21                | 小松駅入口      | 10   | 8:44 | 13:59 |
| 22                | トスコ        | 2    | 8:46 | 14:01 |
| 23                | 浜北駅        | 4    | 8:50 | 14:05 |
| 運行キロ 17.1km       |            |      |      |       |

所要時間

50分

| トスコ・小松駅入口経由 |            | 所要時間 | 3便    | 7便    |
|-------------|------------|------|-------|-------|
| 1           | 浜北駅        |      | 10:02 | 15:17 |
| 2           | トスコ        | 4    | 10:06 | 15:21 |
| 3           | 小松駅入口      | 3    | 10:09 | 15:24 |
| 4           | 若草団地       | 8    | 10:17 | 15:32 |
| 5           | 寺島南        | 2    | 10:19 | 15:34 |
| 6           | 北浜南幼稚園     | 1    | 10:20 | 15:35 |
| 7           | 北浜南部協働センター | 1    | 10:21 | 15:36 |
| 8           | 高畑南        | 1    | 10:22 | 15:37 |
| 9           | 高畑         | 1    | 10:23 | 15:38 |
| 10          | 善地郵便局      | 1    | 10:24 | 15:39 |
| 11          | 善地         | 2    | 10:26 | 15:41 |
| 12          | 浜北愛光園      | 1    | 10:27 | 15:42 |
| 13          | 高茵         | 1    | 10:28 | 15:43 |
| 14          | 八幡団地       | 3    | 10:31 | 15:46 |
| 15          | 上善地        | 2    | 10:33 | 15:48 |
| 16          | 一本橋        | 2    | 10:35 | 15:50 |
| 17          | 油一色        | 1    | 10:36 | 15:51 |
| 18          | 美茵団地入口     | 1    | 10:37 | 15:52 |
| 19          | 西遠クリニック    | 1    | 10:38 | 15:53 |
| 20          | ふれあい交流センター | 4    | 10:42 | 15:57 |
| 21          | 日赤病院       | 1    | 10:43 | 15:58 |
| 22          | 美茵中央公園入口   | 5    | 10:48 | 16:03 |
| 23          | 浜北駅        | 3    | 10:51 | 16:06 |

所要時間

49分

# 北浜麓玉線(循環) 西コース 水・土 運行

令和4年10月1日改正

浜北駅 ~ ふれあい交流センター ~ 日赤病院 ~ 野口 ~ 万葉の森公園入口 ~  
ニコエ ~ サンストリート浜北 ~ プレ葉ウォーク浜北東 ~ 浜北駅

| ふれあい交流センター・<br>日赤病院経由 |             | 所要<br>時間 | 2便   | 6便    |
|-----------------------|-------------|----------|------|-------|
| 1                     | 浜北駅         |          | 9:11 | 14:26 |
| 2                     | 美蘭中央公園入口    | 3        | 9:14 | 14:29 |
| 3                     | ふれあい交流センター  | 4        | 9:18 | 14:33 |
| 4                     | 日赤病院        | 2        | 9:20 | 14:35 |
| 5                     | 新原本村        | 5        | 9:25 | 14:40 |
| 6                     | 子育てセンターしんぱら | 1        | 9:26 | 14:41 |
| 7                     | 野口北         | 3        | 9:29 | 14:44 |
| 8                     | 野口          | 1        | 9:30 | 14:45 |
| 9                     | 浜北西高校       | 4        | 9:34 | 14:49 |
| 10                    | 万葉の森公園入口    | 1        | 9:35 | 14:50 |
| 11                    | ニコエ         | 4        | 9:39 | 14:54 |
| 12                    | サンストリート浜北   | 4        | 9:43 | 14:58 |
| 13                    | 小林市営団地北     | 7        | 9:50 | 15:05 |
| 14                    | プレ葉ウォーク浜北東  | 1        | 9:51 | 15:06 |
| 15                    | 浜北文化センター    | 3        | 9:54 | 15:09 |
| 16                    | 浜北駅         | 2        | 9:56 | 15:11 |
| 運行キロ 17.2km           |             |          |      |       |

所要時間

45分

| プレ葉ウォーク浜北経由 |             | 所要<br>時間 | 4便    | 8便    |
|-------------|-------------|----------|-------|-------|
| 1           | 浜北駅         |          | 11:09 | 16:24 |
| 2           | 浜北文化センター    | 2        | 11:11 | 16:26 |
| 3           | プレ葉ウォーク浜北東  | 2        | 11:13 | 16:28 |
| 4           | 小林市営団地北     | 1        | 11:14 | 16:29 |
| 5           | ニコエ         | 7        | 11:21 | 16:36 |
| 6           | サンストリート浜北   | 7        | 11:28 | 16:43 |
| 7           | 万葉の森公園入口    | 3        | 11:31 | 16:46 |
| 8           | 浜北西高校       | 1        | 11:32 | 16:47 |
| 9           | 野口          | 3        | 11:35 | 16:50 |
| 10          | 野口北         | 1        | 11:36 | 16:51 |
| 11          | 子育てセンターしんぱら | 4        | 11:40 | 16:55 |
| 12          | 新原本村        | 2        | 11:42 | 16:57 |
| 13          | 日赤病院        | 5        | 11:47 | 17:02 |
| 14          | ふれあい交流センター  | 2        | 11:49 | 17:04 |
| 15          | 美蘭中央公園入口    | 5        | 11:54 | 17:09 |
| 16          | 浜北駅         | 3        | 11:57 | 17:12 |
| 運行キロ 17.3km |             |          |       |       |

所要時間

48分



北浜麓玉線(循環) 東コース 水・土 運行

令和3年10月1日改正

浜北駅 ~ 日赤病院 ~ ふれあい交流センター ~ 八幡団地 ~  
高茵 ~ 若草団地 ~ トスコ ~ 浜北駅

| 日赤病院・<br>ふれあい交流センター経由 |            | 所要<br>時間 | 1便   | 5便    |
|-----------------------|------------|----------|------|-------|
| 1                     | 浜北駅        |          | 8:10 | 13:20 |
| 2                     | 美茵中央公園入口   | 3        | 8:13 | 13:23 |
| 3                     | 日赤病院       | 4        | 8:17 | 13:27 |
| 4                     | ふれあい交流センター | 1        | 8:18 | 13:28 |
| 5                     | 西遠クリニック    | 2        | 8:20 | 13:30 |
| 6                     | 美茵団地入口     | 2        | 8:22 | 13:32 |
| 7                     | 油一色        | 1        | 8:23 | 13:33 |
| 8                     | 一本橋        | 1        | 8:24 | 13:34 |
| 9                     | 上善地        | 3        | 8:27 | 13:37 |
| 10                    | 八幡団地       | 2        | 8:29 | 13:39 |
| 11                    | 高茵         | 4        | 8:33 | 13:43 |
| 12                    | 浜北愛光園      | 1        | 8:34 | 13:44 |
| 13                    | 善地         | 1        | 8:35 | 13:45 |
| 14                    | 善地郵便局      | 1        | 8:36 | 13:46 |
| 15                    | 高畑         | 2        | 8:38 | 13:48 |
| 16                    | 高畑南        | 1        | 8:39 | 13:49 |
| 17                    | 北浜南部協働センター | 1        | 8:40 | 13:50 |
| 18                    | 北浜南幼稚園     | 1        | 8:41 | 13:51 |
| 19                    | 寺島南        | 1        | 8:42 | 13:52 |
| 20                    | 若草団地       | 2        | 8:44 | 13:54 |
| 21                    | 小松駅入口      | 10       | 8:54 | 14:04 |
| 22                    | トスコ        | 2        | 8:56 | 14:06 |
| 23                    | 浜北駅        | 4        | 9:00 | 14:10 |
| 運行キロ 17.1km           |            |          |      |       |

所要時間

50分

| トスコ・小松駅入口経由 |            | 所要<br>時間 | 3便    | 7便    |
|-------------|------------|----------|-------|-------|
| 1           | 浜北駅        |          | 10:10 | 15:20 |
| 2           | トスコ        | 4        | 10:14 | 15:24 |
| 3           | 小松駅入口      | 3        | 10:17 | 15:27 |
| 4           | 若草団地       | 8        | 10:25 | 15:35 |
| 5           | 寺島南        | 2        | 10:27 | 15:37 |
| 6           | 北浜南幼稚園     | 1        | 10:28 | 15:38 |
| 7           | 北浜南部協働センター | 1        | 10:29 | 15:39 |
| 8           | 高畑南        | 1        | 10:30 | 15:40 |
| 9           | 高畑         | 1        | 10:31 | 15:41 |
| 10          | 善地郵便局      | 1        | 10:32 | 15:42 |
| 11          | 善地         | 2        | 10:34 | 15:44 |
| 12          | 浜北愛光園      | 1        | 10:35 | 15:45 |
| 13          | 高茵         | 1        | 10:36 | 15:46 |
| 14          | 八幡団地       | 3        | 10:39 | 15:49 |
| 15          | 上善地        | 2        | 10:41 | 15:51 |
| 16          | 一本橋        | 2        | 10:43 | 15:53 |
| 17          | 油一色        | 1        | 10:44 | 15:54 |
| 18          | 美茵団地入口     | 1        | 10:45 | 15:55 |
| 19          | 西遠クリニック    | 1        | 10:46 | 15:56 |
| 20          | ふれあい交流センター | 4        | 10:50 | 16:00 |
| 21          | 日赤病院       | 1        | 10:51 | 16:01 |
| 22          | 美茵中央公園入口   | 5        | 10:56 | 16:06 |
| 23          | 浜北駅        | 3        | 10:59 | 16:09 |

所要時間

49分

北浜麓玉線(循環) 西コース 水・土 運行

令和3年10月1日改正

浜北駅 ~ ふれあい交流センター ~ 日赤病院 ~ 野口 ~ 万葉の森公園入口 ~  
ニコエ ~ サンストリート浜北 ~ プレ葉ウォーク浜北東 ~ 浜北駅

| ふれあい交流センター・<br>日赤病院経由 |             | 所要<br>時間 | 2便   | 6便    |
|-----------------------|-------------|----------|------|-------|
| 1                     | 浜北駅         |          | 9:13 | 14:23 |
| 2                     | 美蘭中央公園入口    | 3        | 9:16 | 14:26 |
| 3                     | ふれあい交流センター  | 4        | 9:20 | 14:30 |
| 4                     | 日赤病院        | 2        | 9:22 | 14:32 |
| 5                     | 新原本村        | 5        | 9:27 | 14:37 |
| 6                     | 子育てセンターしんぱら | 1        | 9:28 | 14:38 |
| 7                     | 野口北         | 3        | 9:31 | 14:41 |
| 8                     | 野口          | 1        | 9:32 | 14:42 |
| 9                     | 浜北西高校       | 4        | 9:36 | 14:46 |
| 10                    | 万葉の森公園入口    | 1        | 9:37 | 14:47 |
| 11                    | ニコエ         | 4        | 9:41 | 14:51 |
| 12                    | サンストリート浜北   | 4        | 9:45 | 14:55 |
| 13                    | 小林市営団地北     | 7        | 9:52 | 15:02 |
| 14                    | プレ葉ウォーク浜北東  | 1        | 9:53 | 15:03 |
| 15                    | 浜北文化センター    | 3        | 9:56 | 15:06 |
| 16                    | 浜北駅         | 2        | 9:58 | 15:08 |
| 運行キロ 17.2km           |             |          |      |       |

所要時間

45分

| プレ葉ウォーク浜北経由 |             | 所要<br>時間 | 4便    | 8便    |
|-------------|-------------|----------|-------|-------|
| 1           | 浜北駅         |          | 11:12 | 16:22 |
| 2           | 浜北文化センター    | 2        | 11:14 | 16:24 |
| 3           | プレ葉ウォーク浜北東  | 2        | 11:16 | 16:26 |
| 4           | 小林市営団地北     | 1        | 11:17 | 16:27 |
| 5           | ニコエ         | 7        | 11:24 | 16:34 |
| 6           | サンストリート浜北   | 7        | 11:31 | 16:41 |
| 7           | 万葉の森公園入口    | 3        | 11:34 | 16:44 |
| 8           | 浜北西高校       | 1        | 11:35 | 16:45 |
| 9           | 野口          | 3        | 11:38 | 16:48 |
| 10          | 野口北         | 1        | 11:39 | 16:49 |
| 11          | 子育てセンターしんぱら | 4        | 11:43 | 16:53 |
| 12          | 新原本村        | 2        | 11:45 | 16:55 |
| 13          | 日赤病院        | 5        | 11:50 | 17:00 |
| 14          | ふれあい交流センター  | 2        | 11:52 | 17:02 |
| 15          | 美蘭中央公園入口    | 5        | 11:57 | 17:07 |
| 16          | 浜北駅         | 3        | 12:00 | 17:10 |
| 運行キロ 17.3km |             |          |       |       |

所要時間

48分



北浜鎌玉線(循環) 東コース 水・土 運行 令和4年10月1日改正

浜北駅 ~ 日赤病院 ~ ふれあい交流センター ~ 八幡団地 ~  
高蘭 ~ 若草団地 ~ トスコ ~ 浜北駅

①

⑤

③

⑦

|             | 日赤病院・<br>ふれあい交流センター経<br>由 | 所要<br>時間 | 1便       | 1便<br>改正案 | 5便       | 5便<br>改正案 |
|-------------|---------------------------|----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 1           | 浜北駅                       |          | 8:10     | 8:00      | 13:20    | 13:15     |
| 2           | 美蘭中央公園入口                  | 3        | 8:13     | 8:03      | 13:23    | 13:18     |
| 3           | 日赤病院                      | 4        | 8:17     | 8:07      | 13:27    | 13:22     |
| 4           | ふれあい交流センター                | 1        | 8:18     | 8:08      | 13:28    | 13:23     |
| 5           | 西遠クリニック                   | 2        | 8:20     | 8:10      | 13:30    | 13:25     |
| 6           | 美蘭団地入口                    | 2        | 8:22     | 8:12      | 13:32    | 13:27     |
| 7           | 油一色                       | 1        | 8:23     | 8:13      | 13:33    | 13:28     |
| 8           | 一本橋                       | 1        | 8:24     | 8:14      | 13:34    | 13:29     |
| 9           | 上善地                       | 3        | 8:27     | 8:17      | 13:37    | 13:32     |
| 10          | 八幡団地                      | 2        | 8:29     | 8:19      | 13:39    | 13:34     |
| 11          | 高蘭                        | 4        | 8:33     | 8:23      | 13:43    | 13:38     |
| 12          | 浜北愛光園                     | 1        | 8:34     | 8:24      | 13:44    | 13:39     |
| 13          | 善地                        | 1        | 8:35     | 8:25      | 13:45    | 13:40     |
| 14          | 善地郵便局                     | 1        | 8:36     | 8:26      | 13:46    | 13:41     |
| 15          | 高畑                        | 2        | 8:38     | 8:28      | 13:48    | 13:43     |
| 16          | 高畑南                       | 1        | 8:39     | 8:29      | 13:49    | 13:44     |
| 17          | 北浜南部協働センター                | 1        | 8:40     | 8:30      | 13:50    | 13:45     |
| 18          | 北浜南幼稚園                    | 1        | 8:41     | 8:31      | 13:51    | 13:46     |
| 19          | 寺島南                       | 1        | 8:42     | 8:32      | 13:52    | 13:47     |
| 20          | 若草団地                      | 2        | 8:44     | 8:34      | 13:54    | 13:49     |
| 21          | 小松駅入口                     | 10       | 8:54     | 8:44      | 14:04    | 13:59     |
| 22          | トスコ                       | 2        | 8:56     | 8:46      | 14:06    | 14:01     |
| 23          | 浜北駅                       | 4        | 9:00     | 8:50      | 14:10    | 14:05     |
| 運行キロ 17.1km |                           |          | (待機:13分) | 休21       | (待機:13分) | 休21       |

所要時間

50

|    | トスコ・小松駅入口経由 | 所要<br>時間 | 3便       | 3便<br>改正案 | 7便       | 7便<br>改正案 |
|----|-------------|----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 1  | 浜北駅         |          | 10:10    | 10:02     | 15:20    | 15:17     |
| 2  | トスコ         | 4        | 10:14    | 10:06     | 15:24    | 15:21     |
| 3  | 小松駅入口       | 3        | 10:17    | 10:09     | 15:27    | 15:24     |
| 4  | 若草団地        | 8        | 10:25    | 10:17     | 15:35    | 15:32     |
| 5  | 寺島南         | 2        | 10:27    | 10:19     | 15:37    | 15:34     |
| 6  | 北浜南幼稚園      | 1        | 10:28    | 10:20     | 15:38    | 15:35     |
| 7  | 北浜南部協働センター  | 1        | 10:29    | 10:21     | 15:39    | 15:36     |
| 8  | 高畑南         | 1        | 10:30    | 10:22     | 15:40    | 15:37     |
| 9  | 高畑          | 1        | 10:31    | 10:23     | 15:41    | 15:38     |
| 10 | 善地郵便局       | 1        | 10:32    | 10:24     | 15:42    | 15:39     |
| 11 | 善地          | 2        | 10:34    | 10:26     | 15:44    | 15:41     |
| 12 | 浜北愛光園       | 1        | 10:35    | 10:27     | 15:45    | 15:42     |
| 13 | 高蘭          | 1        | 10:36    | 10:28     | 15:46    | 15:43     |
| 14 | 八幡団地        | 3        | 10:39    | 10:31     | 15:49    | 15:46     |
| 15 | 上善地         | 2        | 10:41    | 10:33     | 15:51    | 15:48     |
| 16 | 一本橋         | 2        | 10:43    | 10:35     | 15:53    | 15:50     |
| 17 | 油一色         | 1        | 10:44    | 10:36     | 15:54    | 15:51     |
| 18 | 美蘭団地入口      | 1        | 10:45    | 10:37     | 15:55    | 15:52     |
| 19 | 西遠クリニック     | 1        | 10:46    | 10:38     | 15:56    | 15:53     |
| 20 | ふれあい交流センター  | 4        | 10:50    | 10:42     | 16:00    | 15:57     |
| 21 | 日赤病院        | 1        | 10:51    | 10:43     | 16:01    | 15:58     |
| 22 | 美蘭中央公園入口    | 5        | 10:56    | 10:48     | 16:06    | 16:03     |
| 23 | 浜北駅         | 3        | 10:59    | 10:51     | 16:09    | 16:06     |
|    |             |          | (待機:13分) | 休18       | (待機:13分) | 休18       |

所要時間

49

②

⑥

④

⑧

|             | ふれあい交流センター・日赤病院経由 | 所要時間 | 2便       | 2便<br>改正案 | 6便       | 6便<br>改正案 |
|-------------|-------------------|------|----------|-----------|----------|-----------|
| 1           | 浜北駅               |      | 9:13     | 9:11      | 14:23    | 14:26     |
| 2           | 美蘭中央公園入口          | 3    | 9:16     | 9:14      | 14:26    | 14:29     |
| 3           | ふれあい交流センター        | 4    | 9:20     | 9:18      | 14:30    | 14:33     |
| 4           | 日赤病院              | 2    | 9:22     | 9:20      | 14:32    | 14:35     |
| 5           | 新原本村              | 5    | 9:27     | 9:25      | 14:37    | 14:40     |
| 6           | 子育てセンターしんばら       | 1    | 9:28     | 9:26      | 14:38    | 14:41     |
| 7           | 野口北               | 3    | 9:31     | 9:29      | 14:41    | 14:44     |
| 8           | 野口                | 1    | 9:32     | 9:30      | 14:42    | 14:45     |
| 9           | 浜北西高校             | 4    | 9:36     | 9:34      | 14:46    | 14:49     |
| 10          | 万葉の森公園入口          | 1    | 9:37     | 9:35      | 14:47    | 14:50     |
| 11          | ニコエ               | 4    | 9:41     | 9:39      | 14:51    | 14:54     |
| 12          | サンストリート浜北         | 4    | 9:45     | 9:43      | 14:55    | 14:58     |
| 13          | 小林市営団地北           | 7    | 9:52     | 9:50      | 15:02    | 15:05     |
| 14          | プレ葉ウォーク浜北東        | 1    | 9:53     | 9:51      | 15:03    | 15:06     |
| 15          | 浜北文化センター          | 3    | 9:56     | 9:54      | 15:06    | 15:09     |
| 16          | 浜北駅               | 2    | 9:58     | 9:56      | 15:08    | 15:11     |
| 運行キロ 16.7km |                   |      | (待機:12分) | 休6        | (待機:12分) | 休6        |
| 所要時間        |                   |      | 45       |           | 分        |           |

|      | プレ葉ウォーク浜北経由 | 所要時間 | 4便        | 4便<br>改正案 | 8便    | 8便<br>改正案 |
|------|-------------|------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 1    | 浜北駅         |      | 11:12     | 11:09     | 16:22 | 16:24     |
| 2    | 浜北文化センター    | 2    | 11:14     | 11:11     | 16:24 | 16:26     |
| 3    | プレ葉ウォーク浜北東  | 2    | 11:16     | 11:13     | 16:26 | 16:28     |
| 4    | 小林市営団地北     | 1    | 11:17     | 11:14     | 16:27 | 16:29     |
| 5    | ニコエ         | 7    | 11:24     | 11:21     | 16:34 | 16:36     |
| 6    | サンストリート浜北   | 7    | 11:31     | 11:28     | 16:41 | 16:43     |
| 7    | 万葉の森公園入口    | 3    | 11:34     | 11:31     | 16:44 | 16:46     |
| 8    | 浜北西高校       | 1    | 11:35     | 11:32     | 16:45 | 16:47     |
| 9    | 野口          | 3    | 11:38     | 11:35     | 16:48 | 16:50     |
| 10   | 野口北         | 1    | 11:39     | 11:36     | 16:49 | 16:51     |
| 11   | 子育てセンターしんばら | 4    | 11:43     | 11:40     | 16:53 | 16:55     |
| 12   | 新原本村        | 2    | 11:45     | 11:42     | 16:55 | 16:57     |
| 13   | 日赤病院        | 5    | 11:50     | 11:47     | 17:00 | 17:02     |
| 14   | ふれあい交流センター  | 2    | 11:52     | 11:49     | 17:02 | 17:04     |
| 15   | 美蘭中央公園入口    | 5    | 11:57     | 11:54     | 17:07 | 17:09     |
| 16   | 浜北駅         | 3    | 12:00     | 11:57     | 17:10 | 17:12     |
|      |             |      | (昼休憩:82分) | 回10       | —     | 回10       |
| 所要時間 |             |      | 48        | 休58       | 分     |           |
|      |             |      |           | 回10       |       |           |

# 乗務コース表

2022. 10. 1改正 2022. 7. 10版

| コース番号 | 【23】                  |      |
|-------|-----------------------|------|
| 路線名   | 北浜鹿玉線                 |      |
|       | 東                     | 西    |
| 6     | 7:45                  | 6    |
| 30    |                       | 30   |
| 7     |                       | 7    |
| 30    | 7:35出勤                | 30   |
| 8     | 7:50出庫                | 8    |
| 30    |                       | 30   |
| 9     | 休憩②                   | 9    |
| 30    |                       | 30   |
| 10    | 休憩⑥                   | 10   |
| 30    |                       | 30   |
| 11    | 休憩⑩                   | 11   |
| 30    |                       | 30   |
| 12    | 57 浜北駅<br>07 本社       | 12   |
| 30    | 休憩<br>12:07~<br>13:05 | 30   |
| 13    | 05 本社<br>15 浜北駅発      | 13   |
| 30    |                       | 30   |
| 14    | 休憩②                   | 14   |
| 30    |                       | 30   |
| 15    | 休憩⑥                   | 15   |
| 30    |                       | 30   |
| 16    | 休憩⑩                   | 16   |
| 30    |                       | 30   |
| 17    | 12<br>17:32終業         | 17   |
| 30    |                       | 30   |
| 18    |                       | 18   |
| 30    |                       | 30   |
| 19    |                       | 19   |
| 30    |                       | 30   |
| 始業    | 7:35                  | 始業   |
| 終業    | 17:32                 | 終業   |
| 拘束    | 9:57                  | 拘束   |
| ハンドル  | 6:44                  | ハンドル |
| 距離    | 149.0                 | 距離   |

(白 紙)

令和 4 年 11 月 1 日

## 「浜松市自主運行バス北遠本線」の運行について

天竜区まちづくり推進課

令和 4 年 10 月 1 日からの「浜松市自主運行バス北遠本線」の運行について、令和 4 年 9 月 6 日に浜松市地域公共交通会議を书面開催し、北遠本線における運行事業者の変更承認の撤回についてご協議いただきました。協議の結果、委員 22 名全員から「異議なし」との回答をいただきましたので、ご報告いたします。

なお、ご協議いただきました内容は、以下のとおりです。

### 1 協議事項の概要

|      |   |
|------|---|
| 対象路線 | 浜松市自主運行バス北遠本線   |
| 協議内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北遠本線におけるニュー・浜名湖バス(株)の路線新設の承認の撤回</li> <li>・北遠本線における(有)水窪タクシーの路線退出の承認の撤回</li> </ul> |

### 2 経緯

|       |  |
|-------|--|
| 6月29日 | 一般競争入札(WTO)によりニュー・浜名湖バス(株)が落札                |
| 7月27日 | 第2回地域公共交通会議にて運行事業者の変更を承認                     |
| 8月12日 | 浜松市とニュー・浜名湖バス(株)で今後の方向性について協議                |
| 8月19日 | ニュー浜名湖バス(株)との業務委託契約の合意解除の成立                  |
| 9月2日  | (有)水窪タクシーと随意契約締結(運行期間: R4.10.1~R5.9.30)      |
| 9月6日  | 第3回地域公共交通会議(书面開催)にて、北遠本線における運行事業者の変更承認の撤回を合意 |

### 3 その他

- ・道路運送法上の手続き等は発生しない
- ・令和 5 年 10 月以降の運行では事業者選定期の前倒しを行う(現行より 3 カ月程度)

### 4 今後の対応

#### 【仕様書の変更】

- ・運行前準備期間の拡大(約 3 か月間→約 6 か月間)
- ・静岡運輸支局への申請期日を記載(記載なし→公共交通会議で協議が調った日の 10 日後まで)
- ・運行許可取得期日の前倒し(運行開始の 7 日前まで→運行開始の 2 か月前まで)
- ・車両の調達期日の前倒し(運行開始の 7 日前まで→運行開始の 2 か月前まで)
- ・天気・天候等の確認頻度を記載
- ・運転手による複数回の試験運行と収集した情報の共有を記載

#### 【入札日程の前倒し】

- ・公告、入札日の前倒し(公告: 4 月下旬頃→1 月中旬頃、入札日: 6 月末頃→3 月末頃)

(白 紙)